

令和6年度
(高校生等奨学給付金)

①奨学のための給付金のご案内

(年額支給、7月～翌年3月分支給)

1 奨学のための給付金とは

○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

○支給を受けるには申請手続きが必要です。

※高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2 年額支給、7月～翌年3月分支給の対象要件

令和6年7月1日現在、次の①～③のすべてを満たす世帯である保護者等

①高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる

②保護者等が滋賀県内に住所を有する

③生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、**令和6年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）**である（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。

3 支給区分

申請書にチェック欄がありますので、該当する区分で申請してください。

○年額支給 → 2年生以上の在校生（令和6年度新入生以外）

または、令和6年度新入生で、給付金の年額一括支給を希望する方（早期給付を申請していない方）

○7月～翌年3月分支給 → 令和6年度新入生で、早期給付の申請をされた方

※早期給付の申請とは別に、7月～翌年3月分支給の申請手続きが必要になります。

4 支給時期（予定）

※審査の状況により遅れる場合があります

・早期給付（4月～6月相当額）→ 7月

・7月～3月相当額 → 11月下旬～12月

・年額支給 → 11月下旬～12月

※支給決定の時点で学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充当します。

5 支給額

世帯区分		課程		年額（※2）
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制		32,300円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制	一人目	122,100円
		・定時制	二人目以降（※1）	143,700円
		通信制		50,500円
③	非課税世帯 （生活保護世帯含む）	専攻科		50,500円

- ※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
 ・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者（生年月日が平成13年7月3日～平成21年7月2日の者）
 ・23歳以上の高校生等
- ※2 7月～翌年3月分の支給額については、7月1日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。
早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。

6 募集時期および必要書類

○募集時期 **令和6年7月から7月20日**

○申請方法 各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。
 申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

○必要書類 （※印は該当する場合に提出が必要です。）

世帯区分 必要書類	① 生活保護世帯	②非課税世帯 (①を除く)			③非課税世帯 (生活保護世帯含む)
	全日制・定時制・通信制	全日制・定時制		通信制	専攻科
		一人目	二人目以降		
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(年額支給、7月～翌年3月分支給用)	○	○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書（複写可） ・令和6年7月1日以降に福祉事務所が発行したもの	○				
3. 保護者等の課税額を確認できる書類 ・次のア、イのいずれかを提出してください。 ア 保護者等全員の 令和6年度(令和5年分) 課税証明書等 イ マイナンバー貼付台紙(他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。)		○	○	○	○ ※イは提出できません
4. 扶養誓約書 ※対象生徒の兄弟姉妹で、保護者に扶養されている15歳以上（中学生除く）23歳未満の者または23歳以上の高校生等がいる場合に必要です。			○※		
5. 在学証明書 ※保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合に、その兄弟姉妹について証明を受けてください。			○※		
6. 住民票記載事項証明書 ※3でアを提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合に必要です（該当する保護者等分のみ必要） ※3でイを提出する場合で、R6.1.1時点とR6.7.1時点とで住所が異なる場合に必要です。		○※	○※	○※	○※
7. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に必要です。		○※	○※	○※	○※
8. 通帳の写し	○	○	○	○	○
9. 個人対象要件証明書					○

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。
 ※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

7 提出先・問い合わせ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 石山高等学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 修学支援係
 電話：077-528-4587
 mail：ma0005@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、子ども若者政策・私学振興課で実施します。
 在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。